

# 学校適正化に関する基本方針

平成23年 3月

別府市教育委員会

## 目 次

○はじめに

### I 学校適正化の背景

#### 1 市内公立小中学校の現状

- (1) 児童生徒数の現状
- (2) 学校規模（学級数）の現状
- (3) 通学区域の現状

#### 2 市内公立小中学校の課題

- (1) 将来の学校規模
- (2) 通学区域の課題

#### 3 これまでの学校適正化の取組

- (1) 第1期 浜脇小学校と南小学校
- (2) 第2期 野口小学校と北小

### II 学校適正化の方針

#### 1 適正化の基本的な考え方

- (1) 望ましい教育環境の構築
- (2) 標準学校規模
- (2) 適正化の方策
- (3) 適正化実施にあたっての留意事項

#### 2 将来の学校適正化へ向けた取組

- (1) 旧市街地
- (2) 西部地区と中部地区
- (3) 北部地区

## はじめに

別府市教育委員会では、幼児・児童生徒の減少に伴い、平成8年度に「幼児・児童・生徒減少期検討委員会」を設置し、学校教育改善の方向と学校の適正化について諮問した。そして、同委員会からの提言を受けて、平成11年5月に「学校適正化基本方針」を策定し、学校適正化を進めてきた。その第1期として浜脇小学校と南小学校の統合、第2期として野口小学校と北小学校の統合、同時期に春木川小学校区と石垣小学校区の通学区域の再編を行った。第1期、第2期ともに、関係の自治会や保護者の方々と繰り返し協議を重ね、紆余曲折を経て、最終的に現在の校区と学校配置とした。しかし、現在、地域によっては、平成11年の「学校適正化基本方針」策定当時よりも、ますます学校規模の格差が小学校・中学校ともに広がり、再度、別府市全体を視野に入れた学校適正化のあり方の見直しが求められた。

そこで、平成20年10月に、「別府市学校適正化検討委員会」を設置し、「市内公立学校の学校規模適正化の進め方」、「市内公立学校の適正配置」、「学校適正化の実施時期」の3点について諮問し、平成22年2月に答申を受けた。

別府市教育委員会は、別府市学校適正化検討委員会の答申を踏まえるとともに、これまでの第1期、第2期の学校統合の取組の反省に立ち、今後の市内公立小中学校の学校適正化にあたっての基本的な考え方や方策として「学校適正化に関する基本方針」を策定するものである。

なお、本基本方針は、現行の学級編成基準や通学区域に関する規定に基づき策定するものであるが、今後、国や県における教育制度の変更や社会情勢の変化、地域住民の意見等様々な状況に対応し、必要に応じて改定するものである。

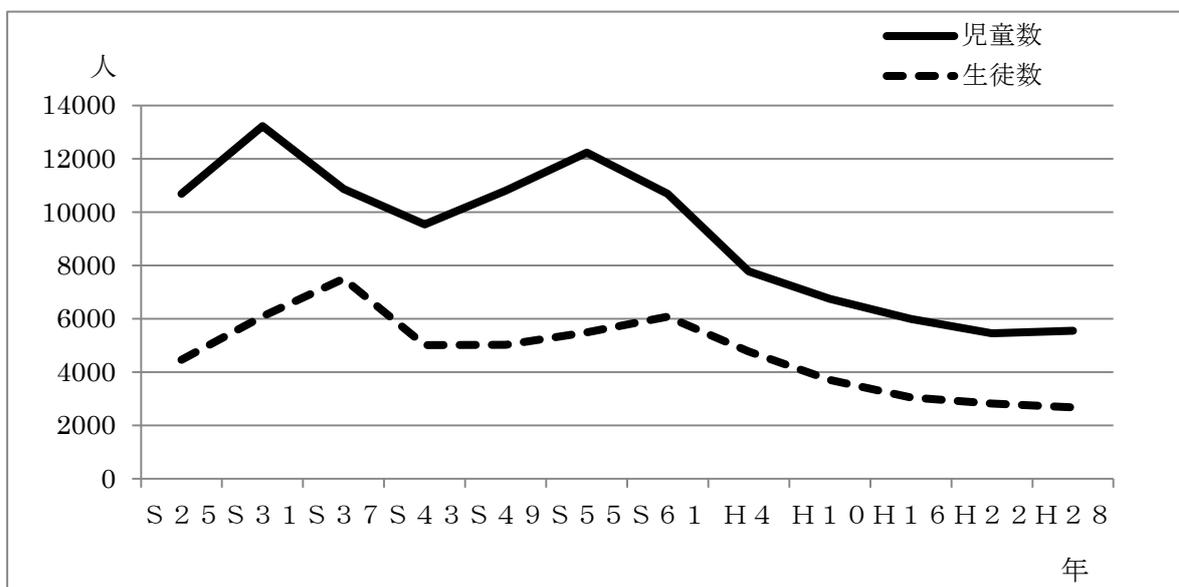
# I 学校適正化の背景

## 1 市内公立小中学校の現状

### (1) 児童生徒数の現状

市内公立小・中学校の児童生徒数は、図1のとおり、小学校では、昭和55年度の12,230人、中学校では、昭和61年度の6,078人をピークに減少しつづけ、平成22年度には、小学校で5,448人、中学校で2,815人と、約半数になっている。ここ数年は、横ばいの状態にあり、現時点では、今後の児童生徒数の増加は、あまり期待できない状況にある。

【図1】 市内小中学校児童生徒数推移 平成22年5月1日現在



### (2) 学校規模（学級数）の現状

平成22年5月1日現在の学校規模は、図2のとおりである。

現時点（平成22年5月1日）の11学級以下の学校は、

<小学校> 西小（6学級）、春木川小（7学級）、東山小（4学級）、南小（11学級）

<中学校> 浜脇中（6学級）、山の手（10学級）、東山中（3学級）

ただし、東山小・中学校は、小規模特認校である。

また、19学級以上の学校は、

<小学校> 朝日小（19学級）

<中学校> なし





## II 学校適正化の方針

人格形成において重要な時期を過ごす児童生徒が、適正な学校規模の中で互いに学び、生活することは、「個性の伸長」や「社会性や集団性の育成」を図るとともに、授業や学校行事の充実等、学校教育の活性化を図る上で重要である。

このため、本市教育委員会は、子どもの健全育成や学習指導を第一義に、義務教育の教育環境面における公平性の確保と整備・向上の観点から、次の基本的な考え方にに基づき、市立小中学校の適正化を実施する。

### 1 適正化の基本的な考え方

#### (1) 望ましい教育環境の構築

学校の適正化にあたっては、児童生徒の豊かな心や健やかな体を育み、互いに、切磋琢磨し、社会をたくましく生き抜いていくことができる力を育む教育環境の構築が求められる。また、学校は、「学力や体力の向上」「いじめ不登校の解消」等、様々な課題を抱えている。この様な教育課題を解決するには、学校のみならず、家庭や地域等と一体となって取組むことが必要である。

#### (2) 標準学校規模

本市では、小学校はクラス替えが可能な1学年2学級以上、中学校では、全教科の教師の配置や部活動の適切な実施が可能な1学年4学級以上の学校が望ましいと考える。学習指導面や学校運営面及び学校施設面などの学校の現状を総合的に勘案し、標準学校規模を次のとおりとする。

市内小中学校の標準学校規模は概ね12学級～18学級を適正規模とする。

#### (3) 適正化の方策

将来的に標準学校規模の範囲を大きく上回ったり、下回ったりする学校については、次の基本的な方策を実施する。

- 標準学校規模の範囲を大きく下回る学校は、学校統合や通学区域の再編を行う。
- 標準学校規模の範囲を大きく上回る学校は、通学区域の再編を行う。

なお、適正化の実施にあたっては、適正規模に該当しない場合、直ちに実施するのではなく、対象となる学校の現状や児童生徒の願い、保護者の意向、地域住民の日頃の活動状況等を十分に把握し、関係者の意見・要望等を十分に踏まえ実施することが望ましい。

#### (4) 適正化実施にあたっての留意事項

- ① 市内全域を見据えて、適正規模にない学校だけでなく隣接校の通学区域も含めて考慮する。
- ② 児童生徒数の推移や住宅開発等の動向などを十分に見極めるとともに、学校施設の改築などとの整合性を図る。
- ③ 通学区域の再編を行う場合は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づく通学距離を基本とし、国道、JR路線、主要道路で区分けするなど、通学区域のわかりやすさを考慮するとともに、通学時の安全性に配慮する。
- ④ 統合後の跡地利活用については、全市的な視野に立ち、市長部局と連携してできるかぎり早い時期に活用方法を見出す。なお、市の財政状況を鑑み、売却してその財源をもって統合校の建設費に充てることも考慮する。

## 2 将来の学校規模適正化へ向けた取組

### (1) 旧市街地

- ① 西小学校の小規模校化の解消
- ② 浜脇中学校と山の手中学校の小規模化の解消

### (2) 西部地区と中部地区

- ① 南立石小学校の将来の小規模化への対応
- ② 緑丘小学校の将来の小規模化への対応
- ③ 鶴見台中学校の将来の大規模校化への対応

### (3) 北部地区

現在の校区のまま推移を見守る。

具体的な校区の編成、実施時期等については、関係校区児童生徒、学校関係者、保護者、地区自治会等の地域関係者の意向を十分に把握し、慎重に協議を進めるとともに、できる限り多くの関係者の総意のもとに実施するものとする。

## 資 料

### <学校規模の小さい学校の課題>

学校規模が小さい学校に関しては、家庭的な雰囲気の中で学習でき、教員は、担任する学級以外でも、児童生徒一人ひとりに目が行きとどきやすい。また、一人ひとりの活躍の場が多くなったり、他の学年とのつながりをもちやすかったりする良さがある。その反面、次のような課題が挙げられる。

#### 【学習面】

- 話し合い学習や班学習で、多様な意見に触れる機会が少ない。
- 中学校では、専門教科の教員が不足したり、部活動などにおける選択の幅が狭くなりがちである。

#### 【子どもの社会性や人間関係の面】

- 人格形成の基盤となる時期に、共に学ぶ友人が少ないことにより、多様な個性とのふれあいが限られ、社会性を培う上で妨げとなりがちである。
- 友人同士やクラス間で切磋琢磨する機会が少なく、お互いを目標や参考にするといった競争心や向上心が育ちにくい。
- クラス替えのできない学年が生じるため、お互いの評価やイメージが固定化しやすく人間関係に問題が生じた場合、その修復が困難になりがちである。

#### 【学校運営の面】

- 運動会や校外学習など学校行事での活気や盛り上がりには欠ける傾向がある。
- 教員一人あたりの校務分掌が多くなり、子どもにかかわる時間が、標準学校規模の学校より少なくなりがちである。
- 学年単位での活動が難しくなったり、多様なクラブ活動や選択教科、部活動が制限されがちである。

## <学校規模の大きい学校の課題>

学校規模の大きい学校に関しては、児童生徒が多様な個性と出会うことで競争心、向上心、社会性が育成され、学校行事が盛り上がり学校全体に活気が生まれたり、部活動等の選択肢が増えたりする半面、次のような課題が挙げられる。

### 【学習面】

○音楽室や運動場等を利用する授業や複数の教室を使用する少人数指導が制約される。

○社会科見学で多人数を受け入れられる施設が限定されたり、遠足で移動に時間がかかるなど、校外活動が制約される。

### 【人間性・社会性を育成する面】

○一つの学年の人数が多く、同学年での行動が主となるため、異学年との交流が少なく、異年齢での多様な考えに触れることが少なくなる。

### 【安全管理等、学校運営面】

○休み時間の運動場や体育館等の使用が制限される。

○緊急時の下校指導や避難訓練などで、子どもの指導に時間がかかる。

○学校全体や学年内における子ども同士や教員・保護者間の交流が難しくなりがちである。

○児童生徒の指導や校務分掌の遂行において、教職員間の連携や共通理解が図りにくい。

○運動会や校外学習などの学校行事において、児童生徒一人ひとりに目が行き届きにくい。

○児童生徒数が多いため、学校生活において、けがなどが多くなりがちである。

○特別教室、体育館、運動場、プール等の施設使用に制限が生じやすい。また、教育機器の使用も制約されやすい。